

駐車場法に基づく届出について

＜駐車場法＞

a. 駐車場法の用語の定義（根拠：法第2条、第3条）

・駐車場整備地区…

都市計画法第8条第1項で定める商業地域、近隣商業地域及び下記の地域で特別用途地区に政令で定められている区域内（第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域）で、自動車交通が著しくふくそうする地区又は、当該地区の周辺の地域で自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

・路上駐車場…

駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

・路外駐車場…

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

・道路…

道路法による道路をいう。

・自動車…

道路交通法第2条第1項第9号の自動車のうち大型自動二輪車（側車付きを除く）及び普通自動二輪車（側車付きを除く）以外のものをいう。

・駐車…

道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。

b. 届出が必要な駐車場とは（根拠：法第11条、法第12条）

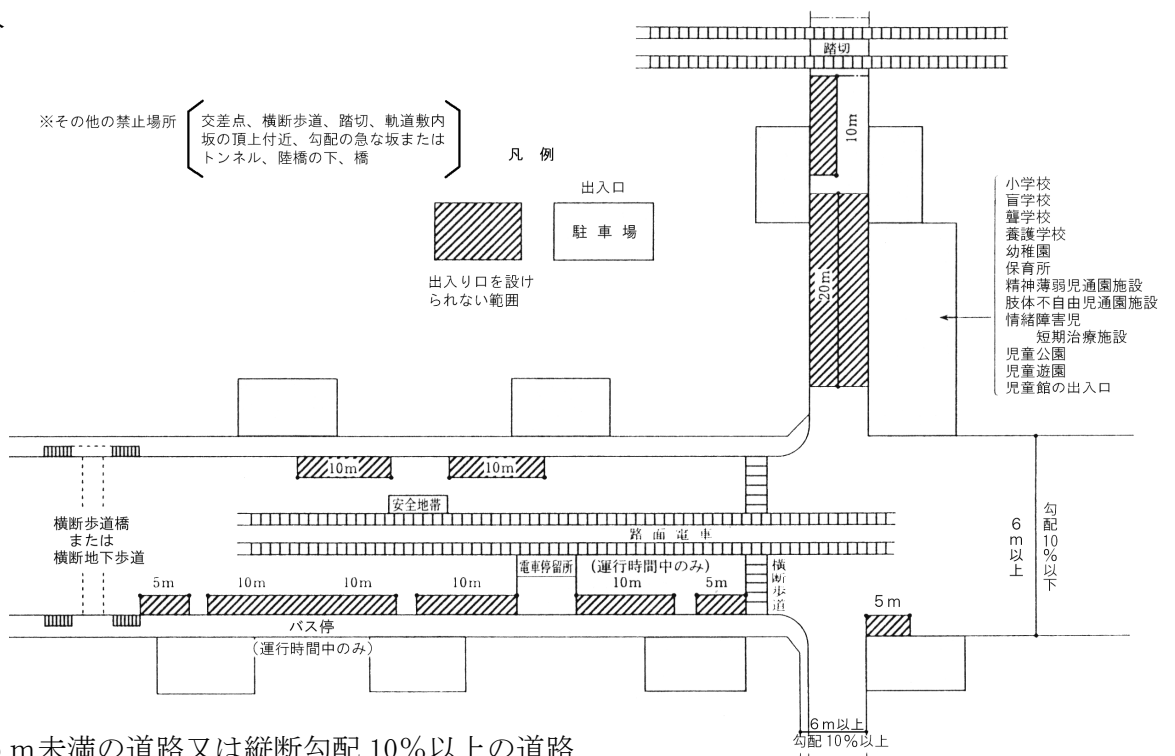
都市計画区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、その利用について駐車料金を徴収するもの。

c. 路外駐車場の技術的基準要点（根拠：法第11条、令第7条～令第14条、令第17条）

《自動車の出口及び入口を設置してはいけない箇所》

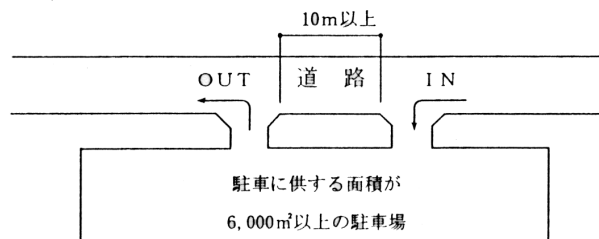
1. 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分
 - 1) 交差点・横断歩道等・踏切等・坂の頂上付近、勾配の急な坂等
 - 2) 交差点の側端又は道路の曲り角から 5 m 以内の部分
 - 3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ 5 m 以内の部分
 - 4) 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分
 - 5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分
2. 横断歩道橋等の昇降口から 5 m 以内の部分
3. 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から左右 20m 以内の部分と、当該施設と接する道路に歩道さくを設置していない場合と、接する道路が方向別に工作物で区分されていない場合は、当該施設の反対側及びその左右から 20m 以内の部分

図-1



4. 幅員 6 m 未満の道路又は縦断勾配 10% 以上の道路
5. 前面道路が 2 つ以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口設けること
ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがあるときなど、特別な理由がある場合はこの限りではない
6. 駐車面積が 6,000 m² 以上の場合は、出口と入口を分離し 10m 以上離すこと

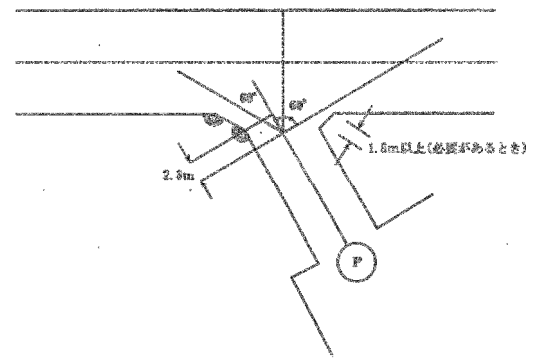
図-2



7. 橋・トンネルは原則として禁止だが、建設大臣が認めたものに限り、設置可能。

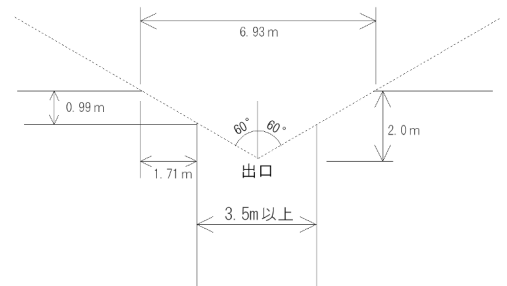
1. 出入口については、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない

この場合、切取線と車道のなす角度はお互いに等しくすることを標準とし、かつ切取線の長さは1.5m以上としなければならない



2. 出口から2m後退した車路の中心線上の
高さ1.4mにおいて、道路の中心線に直角に向
かって左右それぞれ60度以上の範囲内におい
て、当該道路の通行者の存在を確認できるよ
うにしなければならない

図-4



3. 車路の幅員は5.5m以上、ただし一方通行の場合は3.5m以上（駐車料金徴収施設があり、歩行路を兼用しない場合は2.75m）

（以下の事項は建築物の場合）

梁下の高さは2.3m以上

屈曲部は自動車が5m以上の内法半径で回転できる構造とすること

傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと

傾斜部の路面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる

4. （建築物の場合）駐車マスの部分の梁下の高さは2.1m以上とする
5. （建築物の場合）直接地上に通じる出入口がある階以外の階は、避難階段またはこれに代る設備を設置しなければならない
6. （建築物の場合）路外駐車場に給油所等、火災の危険のある施設を付置する場合には当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は甲種防火戸によって区画しなければならない
7. （建築物の場合）路外駐車場内部の空気を1時間に10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない

ただし、窓など開口部がある場合はその開口部の面積がその階の床面積の10分の1以上である場合はこの限りではない

地下駐車場については、「地下駐車場排気ガス障害予防対策要領」並びに労働基準法施行規則第18条及び労働安全衛生規則第173条に基づく構造及び設備上の制限が定められている

8. （建築物の場合）次に定められる照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない
車路の路面 10ルクス以上 駐車マスの部分 2ルクス以上

9. （建築物の場合）自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない

